

【例：1】加入者が2人の場合（一般的なケース①）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（67歳）	2,500,000 円（年金）	1,400,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（60歳）	1,300,000 円（給与）	750,000 円	国民健康保険
固定資産税額		50,000 円（土地・家屋分）		

○太郎さんは年金収入、花さんは給与収入です。
 ○花さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
 （太郎さんは65歳以上なので算定しません。）

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	1,400,000 円	− 430,000 円	= 970,000 円	ア
花子さん	750,000 円	− 430,000 円	= 320,000 円	イ
合計			1,290,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）	×	4.10%	=	52,890 円	①
資産割	50,000 円	×	30%	=	15,000 円	②
均等割	24,000 円	×	2 人	=	48,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 25,000円	=		=	25,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④				≒	140,800 円 A	（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）	×	1.50%	=	19,350 円	⑤
資産割	50,000 円	×	10%	=	5,000 円	⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=		=	8,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧				≒	50,300 円 B	（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	320,000 円（イ）	×	1.00%	=	3,200 円	⑨
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=		=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪				≒	21,200 円 C	（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 212,300 円

※医療給付費分が63万円を超える場合は、63万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が19万円を超える場合は、19万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：2】加入者が4人の場合（一般的なケース②）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	4,500,000 円（給与）	3,160,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（38歳）	2,500,000 円（給与）	1,670,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（5歳）			国民健康保険
子	二郎くん（3歳）			国民健康保険

固定資産税額	なし
--------	----

- 太郎さん、花子さんともに給与収入です。
- 太郎さんは45歳なので、介護納付金分も算定します。
（花さんは40歳未満なので算定しません。）

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額	=	課税標準額	
太郎さん	3,160,000 円	-	430,000 円	=	2,730,000 円	ア
花子さん	1,670,000 円	-	430,000 円	=	1,240,000 円	イ
					合計 3,970,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	4.10%	=	162,770 円	①
資産割	0 円	×	30%	=	0 円	②
均等割	24,000 円	×	4 人	=	96,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 25,000円	=		=	25,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④				≒	283,700 円 A	（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	1.50%	=	59,550 円	⑤
資産割	0 円	×	10%	=	0 円	⑥
均等割	9,000 円	×	4 人	=	36,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=		=	8,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧				≒	103,500 円 B	（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,730,000 円（ア）	×	1.00%	=	27,300 円	⑨（太郎さんのみ）
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=		=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪				≒	45,300 円 C	（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 432,500 円

- ※医療給付費分が63万円を超える場合は、63万円となります。
- ※後期高齢者支援金分が19万円を超える場合は、19万円となります。
- ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：3】加入者が1人（特定世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（77歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度
妻	花子さん（70歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	国民健康保険
固定資産税額		5,000 円（花子さん名義の土地分）		

○太郎さん、花子さんともに年金収入です。

○太郎さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）

※国保加入者が1人だけで、後期高齢者医療制度に移行後、5年以内のため「特定世帯」となります。

※特定世帯は、平等割が2分の1となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額
太郎さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》		
花子さん	0 円	430,000 円	0 円 ア
		合計	0 円 イ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数-1）×10万円以下のため、均等割、平等割が7割分軽減されます。

※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	0 円 (イ)	×	4.10%	=	0 円	①
資産割	5,000 円	×	30%	=	1,500 円	②
均等割	24,000 円	×	1 人	=	24,000 円	③
7割軽減	24,000 円	×	0.7	=	△ 16,800 円	③'
平等割	1世帯あたり 25,000円					
特定世帯	25,000 円	×	1/2	=	12,500 円	④
7割軽減	12,500 円	×	0.7	=	△ 8,750 円	④'
医療給付費分の合計				①+②+③+③'+④+④'	≒ 12,400 円	A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	0 円 (イ)	×	1.50%	=	0 円	⑤
資産割	5,000 円	×	10%	=	500 円	⑥
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円	⑦
7割軽減	9,000 円	×	0.7	=	△ 6,300 円	⑦'
平等割	1世帯あたり 8,000円					
特定世帯	8,000 円	×	1/2	=	4,000 円	⑧
7割軽減	4,000 円	×	0.7	=	△ 2,800 円	⑧'
後期高齢者支援金分の合計				⑤+⑥+⑦+⑦'+⑧+⑧'	≒ 4,400 円	B （百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

該当なし

5 国民健康保険税の年額

A+B = 16,800 円

※医療給付費分が63万円を超える場合は、63万円となります。

※後期高齢者支援金分が19万円を超える場合は、19万円となります。

※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：4】加入者が2人で2割軽減を受ける場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん(68歳)	2,100,000円 (年金)	1,000,000円	国民健康保険
妻	花子さん(62歳)	1,000,000円 (給与)	450,000円	国民健康保険
母	梅子さん(85歳)	1,000,000円 (年金)	0円	後期高齢者医療制度

固定資産税額	なし
--------	----

○太郎さんと梅子さんは年金収入、花子さんは給与収入です。
 ○花子さんは62歳なので、介護納付金分も算定します。
 ○梅子さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。
 ※梅子さんは、特定世帯(5年)、特定継続世帯(3年)の期間満了となりました。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	1,000,000円	430,000円	570,000円	ア
花子さん	450,000円	430,000円	20,000円	イ
		合計	590,000円	ウ

※軽減判定の所得金額が43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(52万円×加入者数)以下のため、均等割、平等割が2割分軽減されます。
 ※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	590,000円(ウ) × 4.10%	=	24,190円	①
資産割	0円 × 30%	=	0円	②
均等割	24,000円 × 2人	=	48,000円	③
2割軽減	48,000円 × 0.2	=	△9,600円	③'
平等割	1世帯あたり 25,000円	=	25,000円	④
2割軽減	25,000円 × 0.2	=	△5,000円	④'
医療給付費分の合計 ①+②+③+③'+④+④'				≒ 82,500円 A (百円未満切捨て)

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	590,000円(ウ) × 1.50%	=	8,850円	⑤
資産割	0円 × 10%	=	0円	⑥
均等割	9,000円 × 2人	=	18,000円	⑦
2割軽減	18,000円 × 0.2	=	△3,600円	⑦'
平等割	1世帯あたり 8,000円	=	8,000円	⑧
2割軽減	8,000円 × 0.2	=	△1,600円	⑧'
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑦'+⑧+⑧'				≒ 29,600円 B (百円未満切捨て)

4 介護納付金分の計算

所得割	20,000円(イ) × 1.00%	=	200円	⑨	(花子さんのみ)
均等割	10,000円 × 1人	=	10,000円	⑩	
2割軽減	10,000円 × 0.2	=	△2,000円	⑩'	
平等割	1世帯あたり 8,000円	=	8,000円	⑪	
2割軽減	8,000円 × 0.2	=	△1,600円	⑪'	
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑩'+⑪+⑪'				≒ 14,600円 C (百円未満切捨て)	

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 126,700円

※医療給付費分が63万円を超える場合は、63万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が19万円を超える場合は、19万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：5】加入者が1人（特定継続世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（60歳）	4,800,000円（給与）	3,400,000円	国民健康保険
母	梅子さん（82歳）	2,000,000円（年金）	900,000円	後期高齢者医療制度

固定資産税額	50,000円（太郎さん名義の土地・家屋分）
--------	------------------------

○太郎さんは給与収入、梅子さんは年金収入です。
 ○太郎さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
 ○梅子さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）
 ※国保加入者が1人だけで、特定世帯としての期間満了後、3年以内のため「特定継続世帯」となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	3,400,000円	430,000円	2,970,000円	ア
梅子さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》			
			合計 2,970,000円	イ

2 医療給付費分の計算

所得割	2,970,000円（イ）	× 4.10%	= 121,770円	①
資産割	50,000円	× 30%	= 15,000円	②
均等割	24,000円	× 1人	= 24,000円	③
平等割	1世帯あたり 25,000円			
特定継続世帯	25,000円	× 3/4	= 18,750円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④			≒ 179,500円 A	（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	2,970,000円（イ）	× 1.50%	= 44,550円	⑤
資産割	50,000円	× 10%	= 5,000円	⑥
均等割	9,000円	× 1人	= 9,000円	⑦
平等割	1世帯あたり 8,000円			
特定継続世帯	8,000円	× 3/4	= 6,000円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧			≒ 64,500円 B	（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,970,000円（イ）	× 1.00%	= 29,700円	⑨
均等割	10,000円	× 1人	= 10,000円	⑩
平等割	1世帯あたり 8,000円		= 8,000円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪			≒ 47,700円 C	（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 291,700円

※医療給付費分が63万円を超える場合は、63万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が19万円を超える場合は、19万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：6】加入者が3人の場合（限度額を超えるケース）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	56,000,000 円（事業）	11,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（42歳）	3,500,000 円（専給）	2,370,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（12歳）			国民健康保険

固定資産税額	150,000 円（土地・家屋分）
--------	-------------------

○太郎さんは事業収入、花子さんは専従者給与収入です。
○太郎さん、花子さんともに介護納付金分も算定します。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	11,000,000 円	-	430,000 円	=	10,570,000 円	ア
花子さん	2,370,000 円	-	430,000 円	=	1,940,000 円	イ
					合計 12,510,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	4.10%	=	512,910 円	①
資産割	150,000 円	×	30%	=	45,000 円	②
均等割	24,000 円	×	3 人	=	72,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 25,000円			=	25,000 円	④
医療給付費分の合計	①+②+③+④		≒	654,900 円	A	（百円未満切捨て）
	※Aが限度額超過のため			630,000 円	A'	

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	1.50%	=	187,650 円	⑤
資産割	150,000 円	×	10%	=	15,000 円	⑥
均等割	9,000 円	×	3 人	=	27,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計	⑤+⑥+⑦+⑧		≒	237,600 円	B	（百円未満切捨て）
	※Bが限度額超過のため			190,000 円	B'	

4 介護納付金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	1.00%	=	125,100 円	⑨
均等割	10,000 円	×	2 人	=	20,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計	⑨+⑩+⑪		≒	153,100 円	C	（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A'+B'+C = 973,100 円

※医療給付費分が63万円を超える場合は、63万円となります。
※後期高齢者支援金分が19万円を超える場合は、19万円となります。
※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。